

**全国社会就労センター協議会「協力企業・団体・官公庁等感謝」
中間支援組織からの推薦にかかる感謝基準について**

【中間支援組織からの推薦にかかる感謝基準】

以下の基準①～③をすべて満たしていることを要件とする。

基準① 推薦案件 1 件あたりの年間受注額が、年 500 万円以上（加工賃の場合は 300 万円以上）であること。

⇒ 1 件あたりの最低受注金額を定めるもの。

基準② 受注施設のうち本会会員施設の年間平均受注額が、最低受注金額の 1 施設あたりの平均額（会員施設が複数の場合はその合計額）を上回ること。

⇒ 中間支援組織からの推薦案件については、全国セルプ協の非会員施設もその受注案件に参画していることが想定される。そうした状況において、全国セルプ協会会員施設が一定程度受注していることを要件とするもの。

[判断の方法]

1. 基準額の算定

(1) 1 件あたりの最低受注金額 500 万円（加工賃：300 万円）を受注施設数（会員・非会員施設数の合計）で除する。

(2) (1) の額に、受注会員施設数を乗じる。

$$\frac{500 \text{ 万円 (加工賃 300 万円)}}{\text{受注施設数}} \times \text{全国セルプ協会会員施設数} = A$$

2. 全国セルプ協会会員施設の受注額

全国セルプ協会会員施設の年間平均受注額^{*1,2}を合計し、基準額（上記算式の A）を上回るかを確認する。

* 1 年間平均受注額を算出する期間は、感謝の場合は 5 年間、特別感謝の場合は 10 年間とする。

* 2 年間平均受注額が確認困難な場合は、前年度実績を基に算定する。

【基準②の考え方の具体例】

(例) 受注施設数：5 施設（うち会員施設 2 施設、非会員施設 3 施設）の場合

会員区分	会員施設		非会員施設			合計
	施設 a	施設 b	施設 c	施設 d	施設 e	
施設名	施設 a	施設 b	施設 c	施設 d	施設 e	
年間平均受注額 (施設別)	130 万円	90 万円	120 万円	85 万円	135 万円	560 万円
最低受注金額 の平均額	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	500 万円

1. 基準②は、全国セルプ協会会員施設が一定程度受注していることを要件としている。

2. 上記の例では、会員施設である施設 a、施設 b に対する年間平均受注額が、それぞれ 130 万円、90 万円となっており、年間平均受注額は合計で 220 万円 (A) となる（網掛け部分）。
3. 一方、最低受注金額[※]の 1 施設あたりの平均額は 100 万円となり、会員施設数が 2 施設のため、基準額は 200 万円 (B) となる（太枠部分）。
4. (A) と (B) を比較すると、(A) > (B) となる（全国セルフ協会会員施設が一定程度受注している）ため、基準②を満たすこととなる。

※ 最低受注金額は 1 つの社会就労センターが推薦を行う際の基準のこと（感謝規程第 5 条、第 6 条）。

基準③ 受注先に本会非会員施設が含まれている場合は、非会員施設に対して中間支援組織ならびに都道府県セルフ協が協働して、全国セルフ協への加入勧奨を行うこと。